

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ （令和7年度No.1）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

- 別添1 価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）
警察庁生活安全局長から、協力依頼がございました。
- 別添2 広報プロジェクトチームによる広報活動について
令和6年度の活動としてプロモーション動画の制作及び小学校図書館等への寄贈書籍の制作を行いました。
- 別添3 人材確保の取組に係る一般社団法人全国警備業協会と防衛省との連携に関する申合せの一層の強化について

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局長

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、警察業務及び政府が推進する行政の各般、とりわけ取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国の経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」に向けて、重要な局面を迎えております。令和 7 年の春季労使交渉において、33 年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和 7 年 1 月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

貴協会におかれては、本要請文を加盟員の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。

また、周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第 4 条及び同法第 3 条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うな

どの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」¹を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることも検討すること。

2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

現在検討中の下請法の改正案²において、

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
- ・対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること
- ・従業員数 300 人（役務提供委託等は 100 人）の区分を新設し、適用基準を追加すること

等を新たに措置することが検討されている。

本改正案は成立していないものの、これら新たに規制が検討されている行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正案の成立・施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」、「複数年契約であり、予算の都合上、期中の警備料金改定不可」等との言い分により、受注者に不利益・不合理を強いる「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「警備員に対して休憩中に無償での対応を強要」、「交通誘導警備員に対して、建築現場作業の手伝いを強要」、「直前に発注者側の都合で一方的にキャンセルした警備業務に対するキャンセル料の不払い」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針

¹ 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成 20 年 12 月 17 日公表）

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

² 「（令和 7 年 3 月 11 日）「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」の閣議決定等について」（公正取引委員会、令和 7 年 3 月 11 日公表）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html

である。³

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- (1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。
- (2) また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界におかれては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

- (1) 発注企業におかれては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。
- (2) 受注者におかれては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。 等

以 上

³ 「企業取引研究会 報告書」（企業取引研究会、令和 6 年 12 月公表）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf

別添 2

一般社団法人 全国警備業協会
All Japan Security Service Association

あなたの日常を守る「警備」の世界に注目！

「静かなヒーロー」
守るといふ表舞台にひとり勇む

警備 という仕事

それは、緑の下の力持ちではない

業界初の取り組みがはじまる

新たな2つの取り組みで
警備業の魅力を発信！

スペシャルムービー
「静かなヒーロー」を公開！

警備員と密着した静かな出会いから始まる、警備員の日常を描く新作。「何も起きない日常」の裏には、警備員の当たり前が隠されている。・映画監督・定谷海海氏が届いた物語にメインキャストが加わり、約8分の短編に「静かなヒーロー」の真実が隠されています。ぜひ特設サイトでこの新作を堪能し、垣野素高氏のインタビュー記事もお見逃しなく！

スペシャルムービー
「静かなヒーロー」公開中
俳優の垣野素高さん、前原真さんがダブル主演！



特設サイトは
こちらから
<https://ajssa.com/>

人気シリーズ「まんがひみつ文庫」
最新刊『警備業のひみつ』が登場！

楽しみやすいマンガで、警備の役割や社会的重要性をわかりやすく紹介。
子どもから大人まで、誰もが楽しめる一冊です！

Gakken
まんがひみつ文庫

まんがでみる
警備業のひみつについては裏面へ

一般社団法人 全国警備業協会
All Japan Security Service Association

あなたの日常を守る「警備」の世界に注目！

学研の人気シリーズ「まんがひみつ文庫」
最新刊『警備業のひみつ』が登場！

警備業のひみつ

『警備業のひみつ』は、全国警備業協会協力のもと、Gakkenの人気まんがシリーズ「まんがひみつ文庫」から発行された一冊です。
まんがが楽しく読めるだけでなく、警備の仕事の種類、実際の現場、必要な知識やスキルまで、幅広く紹介されています。
警備のことがわかって、街の見え方がちょっと変わるかもしれません。

「警備業のひみつ」は
Gakkenキッズネットで無料で閲覧できます




Gakken

1 LP サイト（特設ホームページ）

<https://ajssa.com/>



(1) 公開 URL

<https://www.youtube.com/watch?v=HARlpnAuxNo>



(2) 公開 URL

<https://kids.gakken.co.jp/himitsu/library217/>



警察庁丙生企発第 30 号
防人育第 7085 号
令和 7 年 3 月 28 日

一般社団法人全国警備業協会 会長 殿

警察庁生活安全局長
防衛省人事教育局長
(公印省略)

人材確保の取組に係る一般社団法人全国警備業協会と防衛省との連携
に関する申合せの一層の強化について (依頼)

昨年末に策定された、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)において、自衛官が安んじて国防の任務に精励することができる、これまで以上に充実した生涯設計の確立のため、退職する自衛官が自衛隊で培った知識・技能・経験を活かすことができる環境を整えることとされ、具体的には、退職する自衛官のより円滑な再就職や再就職賃金の充実などを実現すべく、関係省庁と防衛省が連携して幅広い業界などに対し、退職自衛官の活用等についての働きかけを行い、再就職先の拡充を図ることが明記されました。

令和 5 年 1 2 月、一般社団法人全国警備業協会と防衛省との間で、警備業と自衛隊の人材確保の取組について連携することを申し合わせたところですが、今般策定された基本方針の趣旨も踏まえ、さらに双方にとって有益な取組を行うことでより良い効果が生まれるよう、本申合せにおける各種取組の一層の促進・強化への御配慮をよろしくお願いいたします。

貴殿におかれましては、加盟事業者の皆様へ御周知いただき、自衛隊地方協力本部等との、これまで以上の緊密な連携をよろしくお願いいたします。

なお、本依頼の内容については、防衛省より、自衛隊地方協力本部等に対して、別途通知予定であることを申し添えます。

添付資料：人材確保の取組に係る一般社団法人全国警備業協会と防衛省との連携に関する申合せ (令和 5 年 1 2 月 2 2 日)

令和5年12月22日
全警協発第236号
防人育第2049号

- 甲 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
一般社団法人
全国警備業協会会長 中山泰男
(公印省略)
- 乙 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省人事教育局長 三貝 哲
(公印省略)

人材確保の取組に係る一般社団法人全国警備業協会と防衛省との連携 に関する申合せ

一般社団法人全国警備業協会（以下「甲」という。）と防衛省（以下「乙」という。）は、警備業と自衛隊の人材確保の取組（以下「人材確保の取組」という。）について、双方にとって有益な取組とする観点から、次のとおり連携することを申し合わせる。

第1 連携強化の促進

甲と乙は、甲の会員である都道府県警備業協会と乙の地方組織（自衛隊地方協力本部など自衛官の募集及び退職予定自衛官の再就職支援等を担当する組織をいう。）との間で、第2から第4までに掲げる人材確保の取組について一層の連携強化を促進する。

第2 警備業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組

1 採用に関する広報の積極的な実施

- (1) 甲は、警備業におけるキャリアパス、処遇、福利厚生、警備業に従事している退職自衛官（自衛官であった者をいう。）の活躍事例を示すなど、退職予定自衛官向けの採用に関する広報を積極的に行う。
- (2) 乙は、甲が行う前号の活動に必要な協力を行う。

2 採用活動等における退職自衛官の積極的な活用

- (1) 甲は、退職予定自衛官の採用に向けた活動を行う際に、警備業に従事している退職自衛官を活用した求人活動等を行う。
- (2) 乙は、甲が行う前号の求人活動等に必要な協力を行う。

3 早期離職防止のための取組の実施

甲と乙は、退職予定自衛官の再就職以降の早期離職を防止する観点から、甲と乙が協力して積極的なインターンシップの機会を設定し、退職予定自衛官にインターンシップの活用を促す。

4 職業訓練等の充実

- (1) 乙は、退職予定自衛官に対する職業訓練の充実・強化にあたり、警備業に再就職する際に有用な資格の取得に向けた必要な検討及び取組を行う。
- (2) 甲は、乙が行う前号の検討及び取組について必要な協力を行う。

第3 自衛隊における人材確保の取組

- (1) 乙は、甲に対し、自衛官等の採用に関する情報を提供する。
- (2) 甲は、自衛官等を志望する者などに関する情報を得た場合は、乙の地方組織に当該情報を提供するなど、乙の行う自衛官等の募集に関する取組に可能な範囲で協力するものとする。

第4 予備自衛官等制度に関する取組

- (1) 甲は、乙の行う予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度の周知及び募集等の活動に必要な協力を行う。
- (2) 甲は、警備業において予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補たる従業員を雇用している場合、当該従業員が訓練等に出頭しやすい環境の構築に努める。
- (3) 乙は、甲が行う前各号の取組に必要な協力を行う。

第5 その他

本申合せは、令和5年12月22日から実施する。

本申合せに定めのない事項又は本申合せの実施に疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議して処理するものとする。